

共通到達度確認試験について

2020年11月16日 法曹養成専攻長

2019年度以降の入学者については、1年次の学生が2年次に進級するためには、共通到達度確認試験を受験することが必要とされています。本年度の共通到達度確認試験は、**2021年1月10日（日）**の午後に、法文2号館31番教室において対面式試験で実施する予定です（教室が25番教室から31番教室に変更になりました）。受験が必要となる学生のみなさんは、必ず受験するようにして下さい。

共通到達度確認試験に基づく進級判定の方法については、**12月3日（木）の午後2時から**、同じく31番教室で説明会を開催いたします。説明会の機会にあわせて受験票を交付いたしますので、出席して下さい。出席できない場合には、大学院チームに連絡の上、指示を仰ぐようにして下さい。